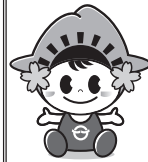


おしえて！マイナンバーQ & A シリーズ⑤

マイナンバーを安全に利用するために個人情報取り扱いには、十分な保護措置が講じられています。今回は個人情報の安全対策について説明します。



マイナンバーは、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると処罰されることがあります。

Q 個人情報は適切に保護されるの？

マイナンバー制度では、個人情報が特定の機関で一括管理されることはありません。

例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は役所に、年金に関する情報は年金事務所にと、これまでどおり情報は分散して管理されます。仮に1カ所でマイナンバーが漏えいしたとしても、そこから個人情報がかつとめて漏れることのない仕組みがとられています。

また、役所の間で情報通信をおこなう際には、マイナンバーそのものでなく、暗号化されたものでやり取りします。

Q 個人番号カードのICチップから情報が筒抜けにならないの？

個人番号カードのICチップには、税金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードからは判明しません。

Q 自分のマイナンバーを取り扱う際に気をつけることは何？

マイナンバーは生涯にわたって利用する番号です。なくさないよう大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障や税金などの手続きで、役場や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

マイナンバー制度では、マイナンバーの取り扱いに関する監視監督を第三者機関がおこなっています。



次回も「個人情報の保護」について説明します

Q&Aは町HP内にも掲載してあります

本人確認の方法 「番号確認」と「身元確認」

平成28年1月から、各種申請などでマイナンバーを記入していただく際、「マイナンバーが正しいことの確認（番号確認）」と「手続を行う人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要となります。本人確認の基本的な方法は、次の3つの方法があります。

番号確認のための書類	身元確認のための書類
① 個人番号カード（1枚で番号確認と身元確認ができます）	
② 通知カード	運転免許証など
③ 住民票（個人番号付き）	（写真付きの身分証明書）

問 通知カード・個人番号カード発行関係

町民課 窓口サービス係 内線 282

個人情報保護・特定個人情報関係

総務課 広聴広報係 内線 306

それ以外のこと

企画財政課 企画係 内線 311

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120(95)0178

平日 午前9時30分～午後10時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/

bangoseido/

★ マイナンバー制度をかたる詐欺に ご注意ください ★

マイナンバー制度を語り、マイナンバーや預金口座番号などの個人情報を聞きだそうとする不審な電話や訪問が各地で発生しています。マイナンバーは法律で定められた事務以外の目的で取得したり、利用することは禁止されています。

役場などから電話でマイナンバーを聞き出したり、お金を請求することは絶対ありません。

マイナンバーを語って不審な問い合わせがあった場合は、次のような対応をお願いします。

- ① マイナンバーや口座番号など、個人情報を教えたりお金を振り込んだりしない。
- ② できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、要件を聞いてメモを控え、家族などに相談する。
- ③ 「おかしい」と感じたら、最寄りの警察や役場などに連絡をする。